

第4．伊勢湾沿岸の利用に関する住民意識

1．伊勢湾沿岸の整備に関する住民意識

今後の伊勢湾沿岸の利用を進める上で、住民の意向把握とこれに基づく参加機会の充実を図ることが不可欠である。このため、平成9年9月に実施された「伊勢湾沿岸整備マスタープラン」における住民アンケートをもとに、伊勢湾沿岸の利用に関わる住民ニーズの把握を試みる。

【質問項目】

防災施設のあり方	自然環境と産業振興との関わり方
防災施設の印象	観光レクリエーション施設整備のあり方
伊勢湾のイメージ	砂浜の有効利用と環境保全の方法
海岸へ行く頻度	海岸で不満を感じる事
環境保全上守るべきもの	

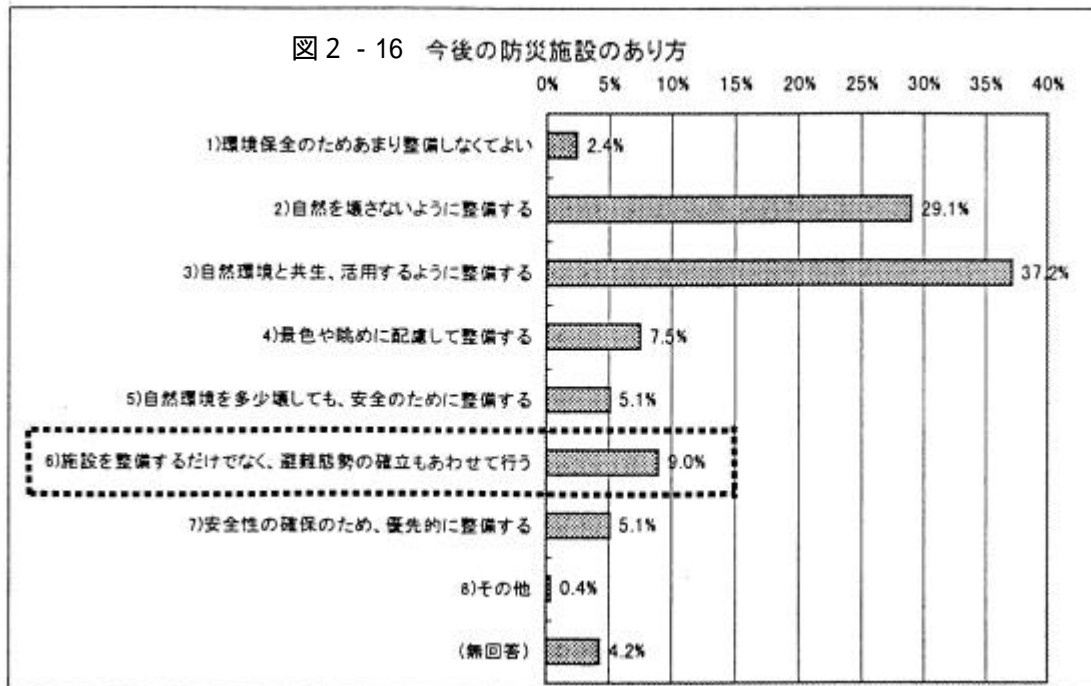
アンケート結果を概括したまとめを以下に示す。「海辺に近づきたいか」「海を利用したいか」という利用に関する直接的な設問は少ないもののいくつかの特徴が見られる。住民の海岸利用に関する潜在的なニーズは高く、「環境に配慮しながら海辺を利用したい」という考え方を持っている。

- ☞ 治水上の海岸施設の印象については、「景観面」や「防災上」から改良を望んでいるが、その整備の際には、「環境保全型」や「環境共生型」(注釈参照)の整備が望まれている。()
- ☞ 海へ行く頻度は様々であるが、伊勢湾に対するイメージとしては「海・自然とのふれあいの場」や「心のやすらぎの場」と考えている人が多い。()
- ☞ 環境保全上守るべきものでは、「海の水質」や「海の生き物」が多く、これらの関心も高い。()
- ☞ 産業振興と自然との関わりや観光レクリエーション施設整備のあり方も「環境保全型」と「環境共生型」とがほぼ並立している。()
- ☞ 海岸の有効利用と環境保全の方法については、様々な方策を組み合わせ、総合的な保全方策を図ることが望まれている。()
- ☞ 海岸での不満については、ゴミの散乱など「環境面」の改善とトイレなどの「施設面」の充実との両面があげられている。()

注)ここでは環境を適正な状態で守るスタイルを「環境保全型」と呼ぶ。「環境共生型」は環境を保全することに止まらない、造り育てる行為も含めた広い概念に基づくスタイルを指す。

防災施設のあり方

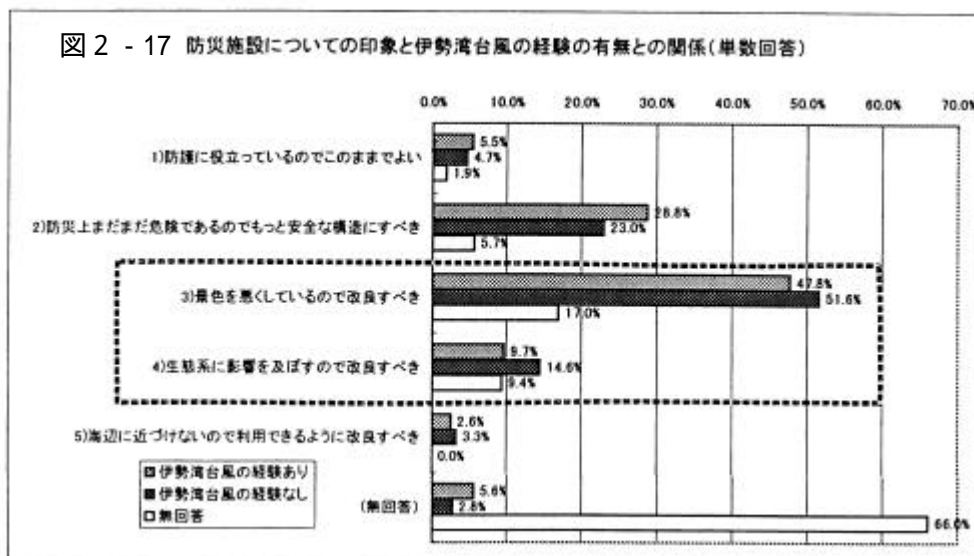
防災施設のあり方としては、「環境共生型」の意見がやや多いが、「環境保全型」の意見とほぼ並んでいる。



注：グラフ内の破線囲みは、伊勢湾沿岸整備マスタープラン報告書（平成 11 年 9 月）におけるものであり、本調査の記述と直接関係ないことがある。（以下のグラフも同様）

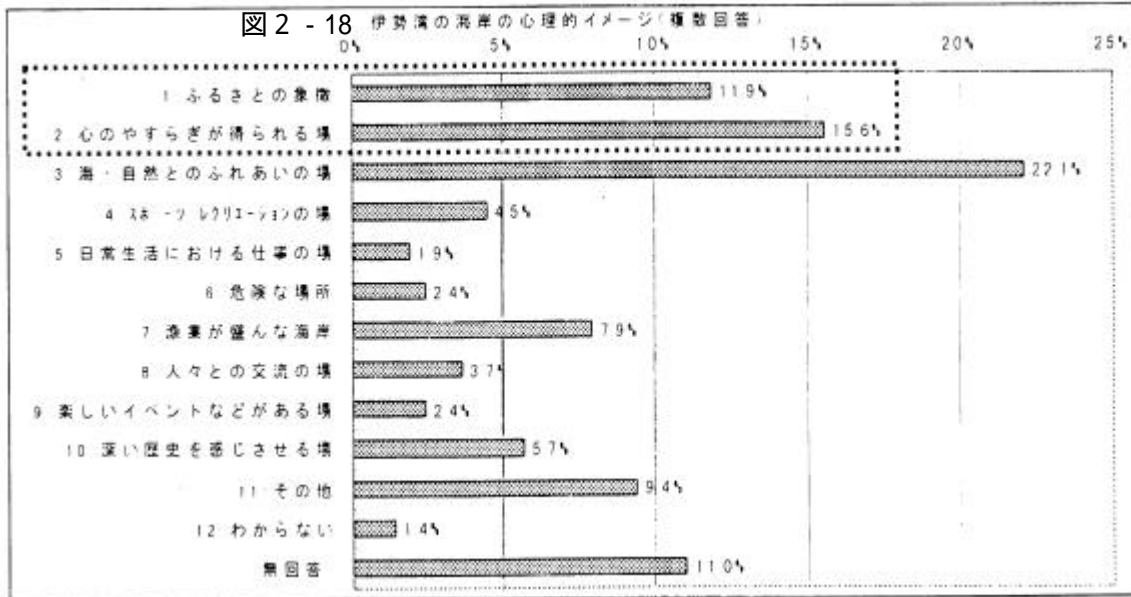
防災施設の印象

防災施設の印象については、「景観が悪いので改良すべき」が最も多く、次いで「防災上まだ危険なのでもっと安全な構造にすべき」が多かった。パブリックアクセスに関する「海辺に近づけないので利用できるように改良すべき」という意見は少数であった。



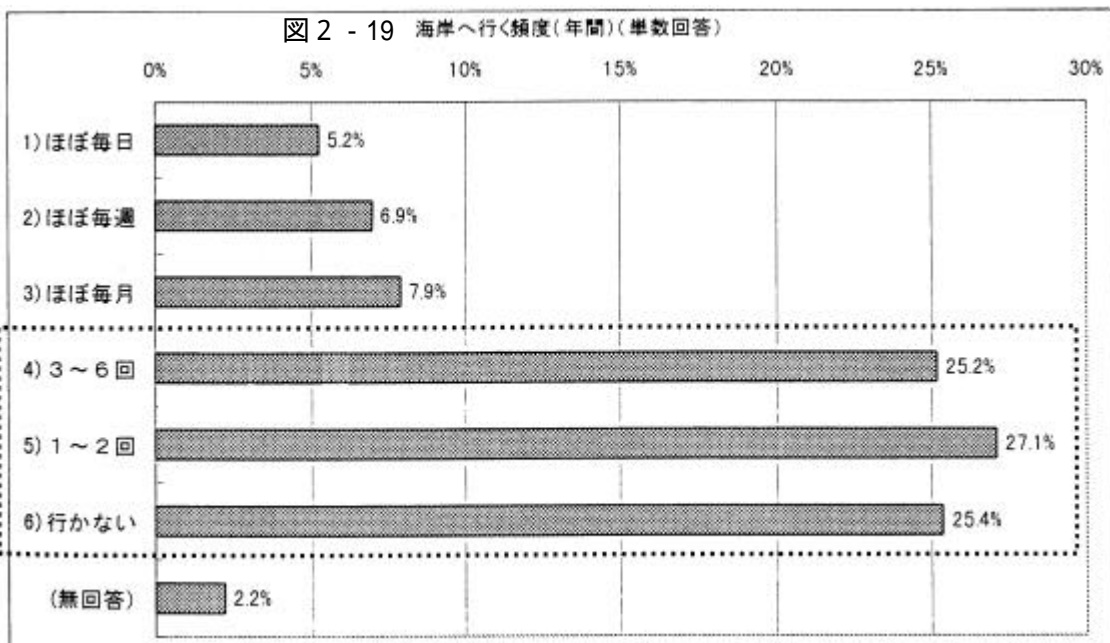
伊勢湾のイメージ

伊勢湾のイメージについては、「海・自然とのふれあいの場」や「心のやすらぎが得られる場」とする意見が多かった。



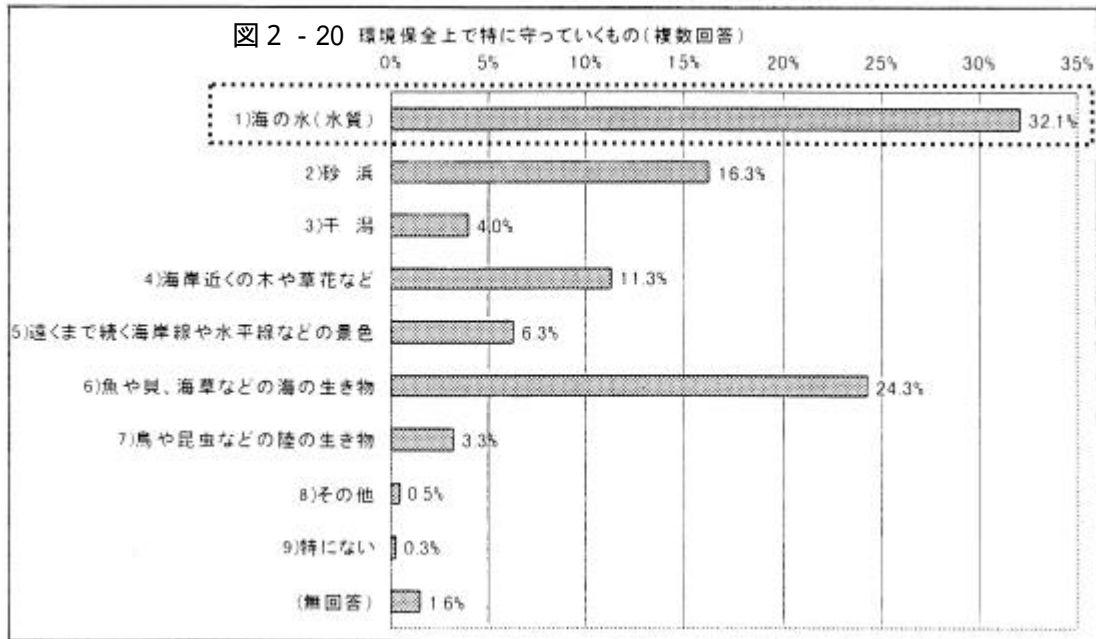
海へ行く頻度

海へ行く頻度については、頻度の高い「毎日」「毎週」「毎月」を合わせたグループと「年に3～6回」、「年に1～2回」、「行かない」それぞれが約4分の1ずつあり分散している。



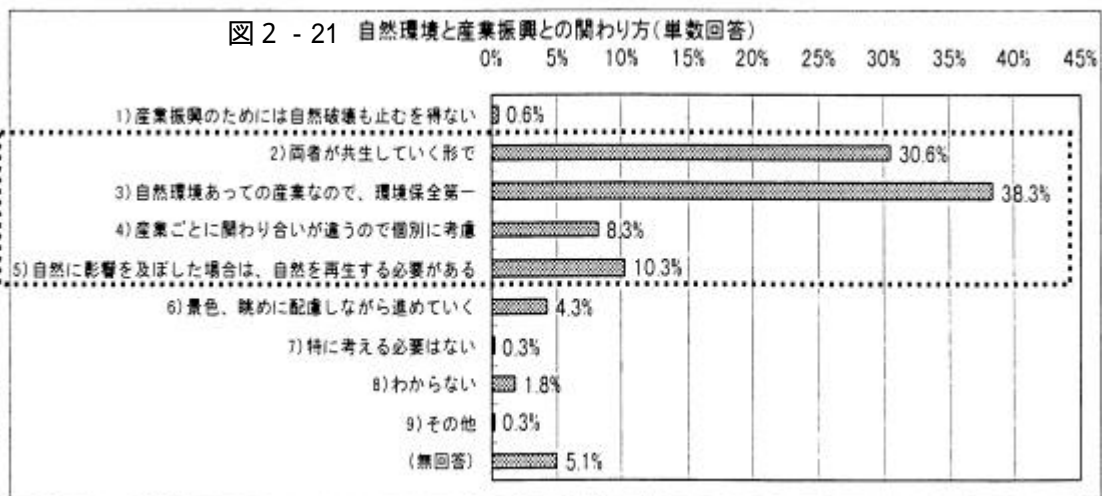
環境保全上守るべきもの

環境保全上守るべきものについては、「海の水質」が最も多く、次いで「海の生き物」、「砂浜」という順になっている。



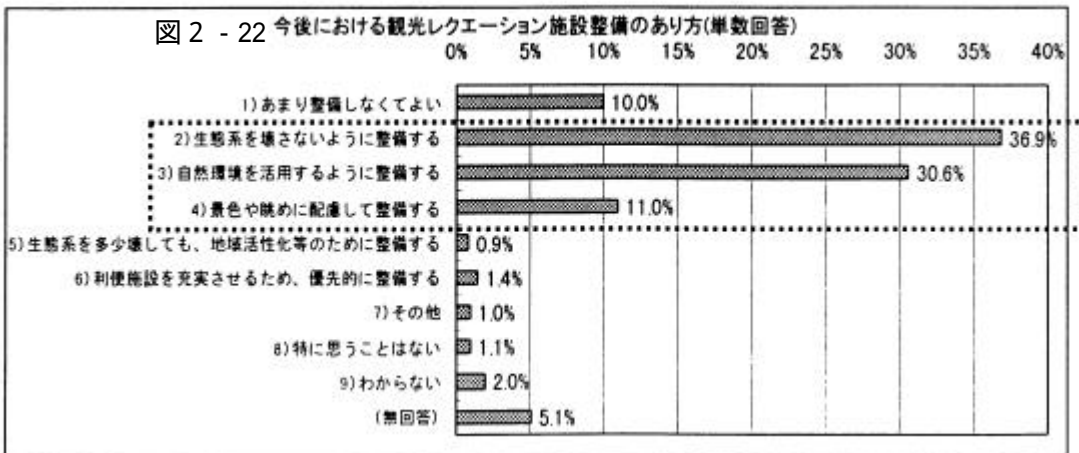
自然環境と産業振興との関わり方

自然環境と産業振興との関わりについては、「環境保全第一」と「両者の共生」とがともに多く、「防災施設整備のあり方」と共通した結果になっている。



観光レクリエーション施設整備のあり方

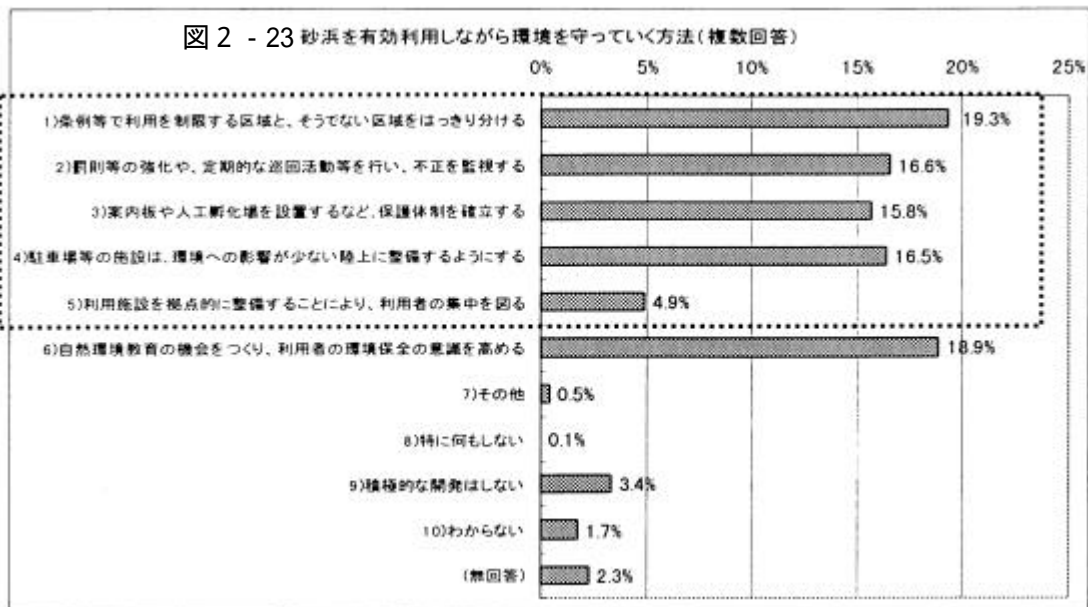
観光施設整備のあり方についても、「環境保全型」と「環境共生型」の回答が多く、ほぼ並んでいる。



砂浜の有効利用と環境保全の方法

砂浜の有効利用と環境保全の方法については、規制、監視、環境教育などのソフト施策から駐車場の整備位置などハード施設に関する配慮まで、様々な意見がみられた。

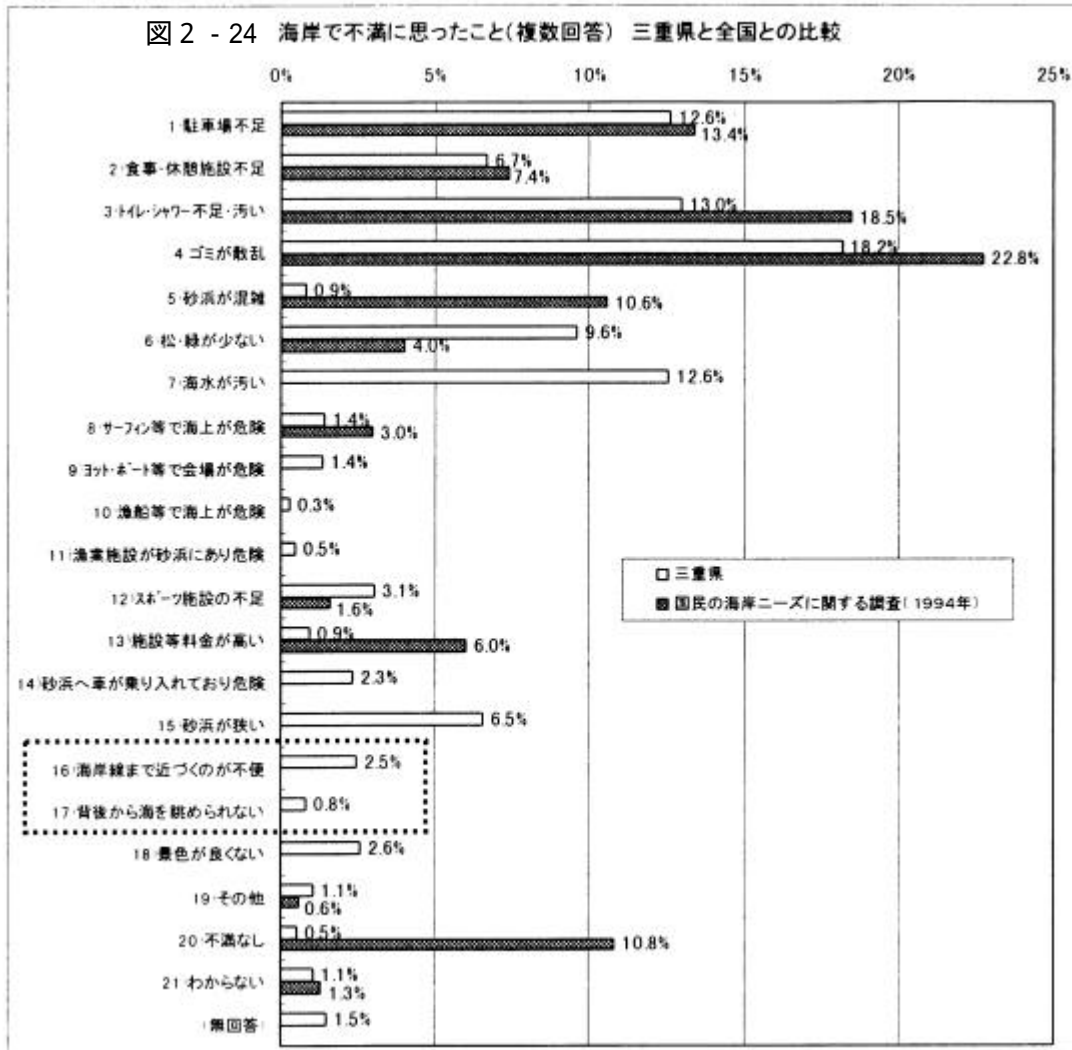
これらを組み合わせた、総合的な施策により環境保全と砂浜の有効利用を進めることが望まれている。



海岸で不満に思ったこと

海岸で不満に思ったことについては、「ゴミの散乱」や「海水が汚い」といった環境面に
関することや、「駐車場不足」「食事・休憩施設」「トイレ・シャワー施設」といった施設の
充実面に関するものが多かった。

また、全国調査と比較すると環境面・施設の充実面ともに不満は相対的に少なかった。
しかしながら、今後も施設整備の充実と環境改善を進めることが望まれる。



2. 伊勢湾沿岸の利用に関する住民とのコンフリクト

伊勢湾沿岸の利用を今後も積極的に進めていく上で、住民と行政とがその利用について調整が必要となる場合や、住民同士の意見の相違が発生することもある。こうした事態は従来もいくつか散見され、今後も十分に配慮する必要がある。

【自然環境の保全】

伊勢湾沿岸においては多数の貴重な動植物が存在している。海鳥やウミガメをはじめとするこれら生き物の生息の場の保全、干潟や藻場等の維持に対する住民意識も高まっており、各地で地域住民等による環境保護の取組が進められている。干潟の保全に関しては、川越町民らが取り組む「高松干潟を守ろう会」の活動の例がある。

行政としても鳥獣保護区等を指定するなど積極的な取組を進めているところであるが、必要かつ十分な施策を実施しきれていないケースもある。

【ゴミや海岸漂着物】

伊勢湾沿岸は観光やレクリエーションの場として、海水浴や潮干狩り、マリンスポーツなどに幅広く利用されているところであるが、来訪者が廃棄したゴミの散乱が度々問題視されている。また、湾内の海流によって海岸に打ち上げられる漂着物も、閉鎖性水域であることも手伝って少なくない。

これら海岸におけるゴミや漂着物に関する問題は、美しい海岸景観を阻害するとともに地域住民や地元自治体にとって悩ましい問題である。海岸を訪れる来訪者へのマナー啓発を進めるとともに、近年盛んに取り組まれている住民ボランティアによる海岸清掃の輪を今後も広げていくことが不可欠である。

【海浜の利用】

海浜の利用を巡っては、来訪者と地域住民、来訪者と漁業者、地域住民と漁業者など各層のトラブルが生じることがある。中でも、船舶の不法停泊、水上バイクの騒音や漁業被害、漁船等との衝突事故、海岸への車両乗り入れなどが今日的な問題として対応が急がれる。

【各種開発行為や漁業権】

北勢地域から伊勢に至る沿岸部は三重県における人口と産業の集積地であり、今後の県土の発展を展望する上で環境と調和しうる開発を進めていくことが不可欠である。しかし、開発を巡っては行政や事業者と住民や漁業者の間で意見の異なることもある。

海浜の開発に関しては、中勢沿岸流域下水道志登茂川処理区の整備を巡る住民運動の例がある。開発と環境保護や漁業権については、行政や事業者と住民や漁業者との対話が今後も不可欠である。

【海岸施設等の管理】

海岸施設の代表である防潮堤の管理については、所管省庁が国土交通省（河川局、港湾局）農林水産省など複数の行政機関に分かれている。このため、例えば管理用通路の自動車通行規制のように、背後地域の事情に応じた利用や管理を実施する際、対象施設の所管が分かっていると、許認可の手続きも複数の行政機関に対して必要になるなど、非効率な事態が危惧される。